

長崎県特別栽培農産物認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県特別栽培農産物認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)第17条の規定に基づき必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 要綱第4条第1項の規定による認証機関の認定申請は、次によるものとする。

(1) 認証機関認定申請書は、様式第1号によるものとする。

(2) 認定申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア 業務規程

イ 定款の写し

ウ 前事業年度の財産目録及び貸借対照表

エ 申請の属する事業年度の事業計画及び収支予算書

オ 検査及び判定担当職員履歴書

カ 役員名簿及び職員名簿

2 知事は、認証機関として認定したときは、当該申請機関に認証機関認定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

3 知事は、認証機関として認定しないときは、理由を付して当該申請機関に認証機関不認定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(認証機関の従事者の資格等の基準)

第3条 要綱第4条第2項の規定による認証機関の基準は、次のとおりとする。

(1) 認証に従事する者の資格

認証を行う農産物に関する知識を有し、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による専門学校以上の学校において、農産物の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者これらと同等以上の資格を有する者であって、農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に関する3年以上の実務経験を有する者

イ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中学校令による中等学校において、農産物の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有するものであって、農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に関する4年以上の実務経験を有する者

ウ ア及びイのいずれかに該当する者以外の者であって、農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に関する5年以上の実務経験を有する者

エ アからウまでのいずれかに該当する者以外のものであって、アからウまでに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者

(2) 認証に従事する者の人員

ア 検査に従事する者は2名以上とし、必要に応じて適正な検査業務を行うに十分な人員

イ 判定に従事する者は1名以上とし、必要に応じて適正な判定業務を行うに十分な人員

(3) 認証の業務の管理に関する事項

ア 検査部門と判定部門が独立していること。

イ 内部監査体制が整備されていること。

(認定変更の申請)

第4条 認証機関は、前条の申請内容に変更があったときは、遅滞なく認証機関認定変更申請書(様式第4号)により、知事に申請するものとする。

2 知事は、その変更内容が認証機関の要件に適合すると認めるときは、当該申請機関に認証機関認定変更承認通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(認定の更新)

第5条 認証機関は、要綱第5条に規定する更新を行うときは、認定の効力を失う30日前までに認証機関認定更新申請書(様式第6号)により、知事に申請するものとする。

2 認定更新申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア 業務規定

イ 定款の写し

ウ 前事業年度の財産目録及び貸借対照表

エ 申請の属する事業年度の事業計画及び収支予算書

オ 検査及び判定担当職員履歴書

カ 役員名簿及び職員名簿

3 知事は、その認定更新内容が適当と認めるときは、当該申請機関に認証機関認定更新承認通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

(認証業務規程)

第6条 要綱第6条に規定する業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事務所の所在地及びその事務所が業務を行う区域に関する事項

(2) 認証を行う時間及び休日に関する事項

(3) 認証の業務の実施方法に関する事項

(4) 認証申請料に関する事項

(5) 認証を行った者に対する検査・指導に関する事項

(6) 内部監査に関する事項

(7) 認証シールの交付に関する事項

(8) その他認証業務に関し必要な事項

(認証機関の廃止届)

第7条 認証機関は、認証の業務を廃止するときは、その30日前までに認証機関廃止届(様式第8号)により、知事に届け出るものとする。

(帳簿の記載)

第8条 要綱第8条に規定する帳簿には、次の事項を記載するものとする。

(1) 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所

(2) 認証の申請を受理した年月日

(3) 認証を行った(又は拒否した)年月日

(4) 認証した農産物の種類及び数量

(5) 認証に従事した者の氏名

(認証の報告)

第 9 条 認証機関は、要綱第 9 条の規定により認証を行ったときは、遅滞なく次の事項を知事に報告するものとする。

- (1) 認証した者の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証した農産物の種類及び数量
- (3) 認証したほ場又は精米施設の名称及び所在地
- (4) 認証した年月日

(認証機関の認定の取り消し)

第 10 条 知事は、要綱第 10 条第 1 項により認証機関の認定の取り消しを行うときは、理由を付して当該認証機関に認証機関認定取消通知書(様式第 9 号)により、通知するものとする。

(認証機関の検査)

第 11 条 知事は、必要に応じて認証機関の検査を行い、改善を要する場合は、必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

- 2 認証機関は、知事が行う検査に協力しなければならない。

(認証基準の作成)

第 12 条 要綱第 2 条に定める「認証基準」については、長崎県環境保全型農業推進協議会技術検討会(平成 17 年 6 月 8 日付け 17 農園第 162 号長崎県環境保全型農業推進協議会設置要領に基づく)で検討するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

(長崎県特別栽培農産物認証の申請等)

第 13 条 要綱第 12 条第 1 項の規定により認証申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県内に住所を有する生産者又はその組織する団体(以下「生産者」という。)
 - (2) 精米については、長崎県特別栽培農産物の認証を受けた玄米を用いて精米を行う者(以下「精米業者」という。)
- 2 申請の期間は、原則として栽培開始日(永年性作物においては、収穫開始日)の前までに申請するものとし、別に認証機関が定める日までとする。
 - 3 生産者は、認証申請時に、認証機関が実費を勘案して業務規程において定める認証申請料を納付するものとする。
 - 4 認証機関は、認証申請があったときは、原則として、各 1 回以上のほ場検査を行うものとする。ただし、過去にほ場検査を受けたほ場であって条件等に変更がない場合等は、ほ場検査を省略できるものとする。
 - 5 認証は、対象農作物について 3 年限り有効とする。
 - 6 その他申請等について必要な事項は認証機関が定める業務規程によるものとする。

(認証の表示等)

第 14 条 生産者は、認証された長崎県特別栽培農産物を出荷、販売するときは、要綱第 13 条の規定による表示を行うものとする。

- 2 認証機関は、認証シールの使用及び管理の状況について報告を求めるとともに、必要に応じて検査するものとする。
- 3 認証機関は、認証の表示が不適正であると判断したときは、認証を取り消すとともに、認証シールの使用の中止を命ずるものとする。
- 4 認証の表示をすることができる期間は、収穫開始日から出荷、販売までとする。
- 5 生産者は、認証された農産物の生産に使用した農業資材の情報開示に努めるものとする。

(実績の報告)

第15条 知事は、必要に応じて、生産行程管理者に長崎県特別栽培農産物の栽培及び販売状況の報告を求めることができるものとする。

(残留農薬の分析調査)

第16条 知事は、長崎県特別栽培農産物の安全性を確保するため、必要に応じて、長崎県特別栽培農産物の残留農薬分析を行うことができるものとする。

- 2 生産行程管理者は、分析試料の提供について協力するものとする。

(認証内容の公表)

第17条 知事は、認証された内容について公表できるものとする。

附則

この要領は、平成14年3月26日から実施する。

この要領は、平成16年9月28日から実施する。

この要領は、平成17年12月28日から実施する。